

芦屋市入札監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、芦屋市入札監視委員会規則（平成14年芦屋市規則第11号。以下「規則」という。）第12条に基づき、芦屋市入札監視委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運用状況等の報告)

第2条 規則第2条第1号に定める報告は、原則として会議開催以前6月間に市が発注した工事に係る発注工事総括表（様式第1号）、入札方式別発注工事一覧表（様式第2号）及び入札参加資格停止等の運用状況一覧表（様式第3号）を提出して行うものとする。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、報告の対象から除外するものとする。

- (1) 指名競争入札方式 予定価格が130万円以下のもの
- (2) 随意契約方式 予定価格が200万円未満のもの
- (3) 芦屋市の行為を秘密にする必要のあるもの

(抽出の委任)

第3条 委員会は、規則第2条第2号に規定する抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「指定委員」という。）に委任するものとする。

2 指定委員は、委員会において審議の対象となる事案の抽出を前条に規定する入札方式別発注工事一覧表の中から、入札・契約方法別に、事前に行うものとする。

3 指定委員は、委員会において、抽出結果の報告を行うものとする。

(抽出事案の説明及び審議)

第4条 抽出事案の説明は、抽出事案説明書（様式第4号）を基に、必要最小限の資料により行う等審議の効率化を図るものとする。

2 委員会は、抽出案件に係る競争参加資格の設定及び指名業者の選定方法等について審議を行うものとする。

(事例の集積)

第5条 委員会は、今後の事務の参考とするため、不当な要求及び圧力についての通知並びに要望等の報告の事例を集積することとする。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。